

第10回 安来市農業委員会議事録

令和3年4月21日 午後2時00分 第10回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年4月21日 1日
日程第 3	議第37号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第39号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	報第47号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 7	報第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第49号 農地法第18条の規定による通知について
日程第 9	報第50号 公共事業に伴う農地転用の届出について
日程第 10	報第51号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 11	報第52号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 12	議第40号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
日程第 13	議第41号 令和3年度安来市農業委員会の活動計画（案）について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第10回農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。初めに、会長の了承を得ましたので、4月の人事異動によりまして、係長が交代いたしましたことをご報告させていただきます。前任の堀江係長につきましては、秘書広報課秘書係長に就任し、その後任として、名原係長が着任いたしました。委員の皆様のご高配を賜りますようお願いいたします。

それでは会を進めてまいりたいと存じます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第10回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君

ありません。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 3番 永塚委員、4番 北中委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第37号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページから6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、昭和40年頃に、それまで行っていた葉たばこ栽培をやめた後、耕作に必要な水が確保できず、農地の位置、形状から他の農地との一体活用もできないことから耕作を行ってきませんでした。また、申請者も昭和56年に贈与により所有権を取得しましたが、県外におり管理することができず現在に至りました。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地 人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地 であって、農業用利用を図るための条件整備 基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等 が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。2番は、耕作に必要な水も確保できず、日当たりも悪い上に農業機械が入らないこと、申請者の世帯において労力が不足し、昭和40年ごろから耕作をしなくなり現在に至ったものです。これは、非農地証明事務取扱基準の(3)に該当する土地であると考えます。3番は、山中の畑で農業用機械が入らない耕作不便な農地であり、現在の所有者の祖母が昭和23年に死去したあとは、世帯員全員が市内に不在となりました。その後、親せきや周辺住民により保全管理されてきましたが、平成10年ごろから高齢化などから管理も困難になり現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)に該当する土地であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 7番 武上委員
お願いします。

7番 武上 隆雄君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を2班8番 仲佐委員 お願いします。

8番 仲佐 久子君

8番 仲佐でございます。今月の調査班は2班が担当です。4月20日火曜日、午後1時35分から伯太庁舎201会議室において、武上班長、永塚委員、塩見委員、渡邊克実委員、渡辺和則委員と仲佐の6名と、事務局から實重局長、名原係長から概要説明を受け、現地へ出向き調査を行いましたので、ご報告いたします。1番案件について説明いたします。現地では地元委員の武上委員から説明を受けました。申請地は1筆で、申請理由については事務局と武上委員から説明がなされたとおり、道幅が狭く、急な坂があり、農地の位置、形状から長年放置された土地で、耕作できない状態でした。現在の状況は、杉、竹などが生い茂り、山林となっております。現場の状況から調査班といたしましては、許可妥当と判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして2番案件について説明いたします。現地では地元委員の佐々木委員から説明を受けました。現地に行くための道路はない上に、相当の高さがある場所で、下から見上げる形での調査となりました。申請地は5ページの位置図をご覧ください。位置図の[]の2筆は隣接しており、申請理由については、事務局と佐々木委員から説明がなされたとおり、耕作に必要な水も確保できず、日当たりも悪い上に農業機械が入らないことから、昭和40年ごろから耕作しなくなり、現在に至っている状況です。この辺一帯は杉の木と檜が植林されており、現況写真を見る限りあまり人の手が加えられていないように見受けられ、密集した状態です。現在は山林となっております。以上の状況から調査班といたしましては、許可妥当と判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして3番案件について説明いたします。現地では地元委員の安松委員から説明を受けました。申請地は1筆で、申請理由については事務局と安松委員から説明がなされたとおり、現場は山中の畑で農業用機械が入らない耕作不便な農地で、状況は山林となっております。申請者は現在、他県在住で、世帯員全員が市内に不在となり、管理も困難になった状態で現在に至っていることにより、調査班といたしましては許可妥当と判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第4 議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に、2番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、6番 杉原委員 の退席を求めます。

議 長：岡田 一夫君
それでは、議事を進行します。まず、2番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
7ページをご覧ください。議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページから10ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。2番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①小作人の有無については、小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、

取得後において農地の面積の合計が30aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1.5km圏内 農機具は、コンバイン3台、トラクター3台、田植機3台、ハンマーモア1台、乗用管理機1台を所有しています。また、田植機1台を導入予定しています。労働力はオペレーターほかとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番案件については以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。2番の案件について 11番 新田委員をお願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。2番案件の説明を行います。■■■■

■■■■ 譲渡人は地区外に居住しており、申請場所は全て地区の圃場整備完了地で、農事組合法人に譲渡することにしました。譲受人の農事組合法人は101.5haの営農を行っており、周辺の農地への影響はありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、6番 杉原委員の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

それでは続きまして、1番、3番、4番、5番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

1番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約1km 農機具は、田植機1台、耕運機1台を所有しています。労働力は、本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約1km 農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約1km 農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用については、通作距離 約50m 農機具は、軽トラック1台、管理機1台、草刈り機1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応するとのことです。労働力は本人及び家族1名の2名と

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第5 議第39号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、14ページの農用地利用集積計画集計表下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が40件、43,432㎡、使用貸借権が14件、16,374㎡、全体で54件、総面積が59,806㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第39号についてご説明いたします。詳細は15ページからになります。今月の利用集積計画ですが、番号1から20が利用権設定でございます。なお、番号4は借り手が一般法人であり、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に該当するものですので、解除条件を付けた利用権設定となります。また、番号9の借受者は先月の農業委員会会議で中海干拓安来地区農地借入あっせん申出があり、借受者として適格と判断されたものです。また、番号21から23が農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。番号23の752番の農地でございますが、これにつきましては市街化区域の農地になっております。市街化区域の農地ですが、区域外の農地753番と連担しておりまして、一体的に利用する場合は中間管理事業の対象地域となります。この事につきましては令和元年に改正されまして、令和2年4月1日から施行された農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項で規定をされております。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 報第47号 農用地利用配分計画の許可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

19ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。20ページから66ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地361筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和3年3月15日、17日及び25日となっております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 報第48号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

63ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。64ページから66ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、すべて相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第49号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

67ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。68ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、すべて農業経営基盤強化促進法による貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第50号 公共事業に伴う農地転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

69ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地転用の例外である農地法施行規則第53条第5号による届出書の提出がありましたので報告するものです。70ページをご覧ください。今月の届出は1件で、安来市長 田中武夫、担当部署 政策推進部情報政策課より届出があったものです。事業名は、国庫補助事業（携帯電話等エリア整備事業）による移動通信用鉄塔の建設及び送電用設備用地です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第51号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

71ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。72ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、安来市長 田中武夫、担当部署：政策推進部情報政策課より届出があったものです。事業名は、報第50号で報告しました 国庫補助事業（携帯電話等エリア整備事業）による移動通信用鉄塔の建設に伴う作業用地で、期間は、令和3年3月19日から令和3年8月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第52号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の

説明を求めます。

事務局：名原 猛君

73ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。74ページをご覧ください。今月の通知は2件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 議第40号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、日程第13 議第41号 令和3年度安来市農業委員会の活動計画（案）については、一括して議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

75ページをご覧ください。このことについて、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の審議を求めるものです。76ページから83ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。昨年の記載から大きくことなる点があります。79ページのⅣ. 遊休農地に関する措置に関する評価の2 令和2年度の目標及び実績の項目をご覧ください。昨年までは、農業委員会として主体的な遊休農地の解消が確認できないことから解消実績面積を0haとしてきましたが、昨年の総会で、推進委員の活動評価を入れないかご質問があり、島根県との協議により、今回から農地利用状況調査の結果、耕作が再開された遊休農地について、解消面積に計上することになったものです。続いて84ページをご覧ください。このことについて、令和3年度の安来市農業委員会の活動計画（案）の審議を求めるものです。85ページから87ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。説明しました2つの議題は農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、5月にホームページで公表する予定です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局より説明がありました議第40号、議第41号について、一括で質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。先ほど事務局から去年までの内容と違う点について説明いただきました。その点ですが、令和2年度の実績が推進委員の活動によってという事で、目標が1haに対して320%の3.2ha。この実績を見ますと、令和3年度の目標、87ページの遊休農地に関する措置の2ですが、この解消目標面積が1となっておりますけども、実績からすると1より目標を上げて推進委員の実績、並びに更なる活動を期待するような目標が良いのではないかと思います。

事務局：名原 猛君

今、1haと目標を掲げておりますけども、検討については後ほど会長と相談させていただきたいと思っております。

議 長：岡田 一夫君

只今、意見がございまして、目標の1haは前年度の実績より低いという事で、上げたほうが良いのではないかとございまして、事務局並びに執行部での検討を、上げる方向で一任させていただき、また皆さんに報告をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君

他にはございませんか。

10番 安松 智君

はい。

議 長：岡田 一夫君

10番 安松委員。

10番 安松 智君

10番 安松でございます。2年度の実績と3年度の計画について、いずれも1ページの農業の概要の中で認定農業者数と基本構想水準到達者数が、それぞれ同じになっています。2年は107、3年は97ですか。ここの認定農業者数と基本構想到達者数というのは、おそらく中身が違うと思いますので再点検をしていただきたいと思っております。以上です。

議 長：岡田 一夫君

これも再点検をさせていただくという事で、ご了解をよろしくお願いします。他にはございませんか。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。議第40号について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、議第41号について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第10回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時15分)